

岐阜県介護職員初任者研修費補助制度 Q&A

<補助対象>

Q 1 県内で介護職員初任者研修を修了し、県外の介護保険事業所で勤務している場合は対象となるか。

A 1 対象外です。申請時点で県内の介護保険事業所に、介護職員として3か月以上継続して就労していることが条件となります。

Q 2 通信講座でも対象となるか。

A 2 都道府県の指定を受けた研修事業者が実施する講座であれば、通信講座も対象となります。

Q 3 介護職員が県外に在住又は県外に住民登録している場合、対象となるのか。

A 3 県内外の居住は問いませんので、対象となります。

Q 4 高校生や大学生などは対象となるか。

A 4 対象となります。ただし、学校での授業による講座受講は対象外となります。申請時点で県内の介護保険事業所に、介護職員として3か月以上継続して就労していることが条件となります。

Q 5 研修受講前から介護保険事業所で就労している人も、研修修了後に新たに就労した人も対象となるのか。

A 5 研修前後の就労状況にかかわらず補助対象となり得ますが、申請時点で県内の介護保険事業所に、介護職員として3か月以上継続して就労していることが条件となります。

Q 6 2年前から介護保険事業所で無資格で就労しており、申請対象期間中に介護職員初任者研修を修了した人も対象となるのか。

A 6 3か月以上継続して就労しているのであれば、就労開始日は問いませんので、対象となります。

Q 7 最初に就労した事業所では3か月未満で退職してしまったが、次の事業所で3か月以上継続して就労している場合、補助対象となるか。

A 7 対象となります。申請時点で県内の介護保険事業所に、介護職員として3か月以上継続して就労していることが条件となります。

Q 8 就労後3か月以内に同じ法人の県内の別の事業所に異動になった場合は補助対象となるのか。

A 8 原則として、県内の同一の介護保険事業所に3か月以上継続して就労することが条件となります。例外として、就労後3か月以内に同一法人内で県内の事業者から県内の事業所へ異動になった場合については、補助対象となりますので、適宜ご相談ください。

Q 9 補助要件の就労先となる「介護保険事業所」とは。

A 9 介護保険法に規定する次に掲げるサービスを提供する事業所を指します。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
- イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- ウ 法第8条第25項に規定する施設サービスを行う事業
- エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
- オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- カ 法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する地域支援事業

Q10 介護職員とは。

A10 県内の介護保険事業所において、利用者に対し直接介護サービスを行う介護職の職員を指します。

Q11 派遣社員として介護保険事業所に就労している場合は補助対象となるか。

A11 派遣社員は補助対象外となります。継続的に介護職として従事していただく趣旨から、介護保険事業所の運営法人から直接雇用されている人のみを対象としています。

Q12 非常勤の介護職員として就労している場合は、補助対象となるか。

A12 常勤・非常勤を問わず、補助対象要件を満たしていれば対象となります。

Q13 就労開始日とはどの時点を目指すのか。

A13 就労開始日は、事業所の運営法人との雇用契約書等に定めた雇用開始日としてください。ただし、雇用開始日と勤務開始日まで数か月以上空く場合は、ご相談ください。

Q14 研修修了日とはどの時点を目指すのか。

A14 研修事業者が発行する修了証明書に記載の日を研修修了日とします。

<対象経費>

Q15 補助対象となる経費は。

A15 介護職員初任者研修の受講経費が補助対象となります。受講経費には、必須テキスト代及び実習費を含みます。ただし、振込手数料、補講料及び追試受験料等は補助対象外です。また、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外します。

Q16 受講経費として16万円を負担した場合の補助額はいくらか。

A16 補助上限の8万円が補助額です。

Q17 介護職員本人が受講経費を全額負担した場合は補助対象となるか。

A17 介護職員本人が負担した受講経費を事業者が負担しない場合は、対象となりません。介護職員が負担した受講経費に対して、当該介護職員を雇用する事業者が、支給金として当該介護職員に支払った全額又は一部については、対象となります。

Q18 介護職員本人が受講経費10万円を負担しており、当該職員を雇用する事業者が、介護職員へ資格取得助成費として2万円支給した場合は、対象となるか。

A18 事業者が負担した2万円分については、対象となります。宛名が介護職員本人となっている受講経費等の領収書（原本）等及び補助事業者が介護職員に支払った支給金の明細書の写しを添付してください。

Q19 通学の交通費は補助対象か。

A19 対象外です。

Q20 受講経費を分割払いした場合に生じる手数料は補助対象か。

A20 対象外です。

Q21 介護職員初任者研修の修了試験に合格できなかったため、再試験等の追加費用を負担した場合、追加費用は補助対象となるのか。

A21 修了試験に合格した方との公平を図るため、再試験等の追加費用については、対象外とします。

<申請関係>

Q22 予算額を超える申請があった場合はどうなるのか。

A22 先着順とし、予算の範囲内での対応となります。

Q23 研修受講前に県に申請書等の書類は提出しなくてもよいのか。

A23 申請は、対象期間中に①介護職員初任者研修を修了し、②県内の介護保険事業所で介護職員として3か月以上就労していることを条件として受付しますので、研修受講前に書類を提出する必要はありません。

なお、補助要件を満たした時点で、速やかに提出してください。

Q24 介護職員本人が申請することが出来るか。また、本人の口座に補助金を振込してもらえるか。

A24 法人単位での申請となりますので、介護職員本人が申請することは出来ません。また、介護職員本人の口座に振込みすることも出来ません。

<支払い・領収関係>

Q25 受講経費を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも請求は可能か。

A25 研修事業者が発行する領収書（原本）が必要です。なお、領収書に記載が必要な事項については、募集要項又はA28をご確認ください。

○個人の氏名が記載された払込金受領証等について

- ・補助事業者が金融機関・コンビニエンスストアで受講経費を払込取扱票等により、支払った場合において、研修機関によっては、受講生個人の氏名が記載された払込金受領証等を領収書の代わりとされるケースがあります。
- ・この場合は、払込金受領証等と併せて、補助事業者が受講料を支出したことが確認できる書類（会計伝票の写し等）を提出してください。

Q26 受講経費をクレジットカード払いにしたため、領収書がない場合はどうするのか。

A26 領収書を添付しての申請を前提としていますが、研修事業者が発行するクレジット契約証明書（利用証明書）を領収書に代えることができます。研修事業者にご相談ください。

Q27 領収書はコピーでもよいか。

A27 必ず原本を提出してください。

Q28 領収書（クレジット契約証明書（利用証明書））に記載が必要な事項は。

A28 次の事項が全て記載されている必要があります。

- ア 介護職員初任者研修事業者の名称
- イ 初任者研修の受講に要した経費であること
- ウ 初任者研修の受講者の氏名
- エ 領収額（又はクレジット領収額）
- オ 領収日（又はクレジット契約日）
- カ 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数
- キ 領収印

Q29 受講経費を分割払いとした結果、補助対象要件を満たしているが、申請受付期間において受講経費が完納されていない場合、申請は可能か。

A29 申請受付期間内に受講経費が完納されていない場合は、対象となりません。

Q30 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。

A30 研修事業者に再発行を依頼してください。